

## 日本理科教育学会会長候補者への会員の意向調査に関する細則

第1条（細則の性格）本細則は「日本理科教育学会会長候補者への会員の意向調査に関する本則」に関する細則を定める。

第2条（投票日程）意向調査は以下に示す日程に基づいて行われる。

- (1) 意向調査の公示 10月
- (2) 会長候補者の推薦受付 11月末
- (3) 投票 翌年2月
- (4) 開票 翌年3月
- (5) 調査結果は理事会に報告され、承認を受けると同時に、「理科の教育」及び学会ホームページに公開される

第3条（推薦書及び会長候補者所信表明の書式）推薦書は600字以内、会長候補者所信表明は800字以内で作成する。推薦書は1会長候補者につき1種とし、5名以内の推薦人の氏名及び所属支部を記載する。

第4条（意向調査実施委員会の広報活動）実施委員会は以下の方法により選挙に関わる広報活動を行わなければならない。

- (1) 学会ホームページ、「理科の教育」10、11月に選挙告示を掲載する。
- (2) 「理科の教育」2月号に、会長候補者リストと推薦人を掲載する。
- (3) 選挙人名簿、会長候補者名簿、及び会長候補者所信表明を、投票用紙とともに選挙人全員に送付する。

第5条（投票方法）投票は、実施委員会より送付された投票用紙を用い、中封筒に封入した上、外封筒に学会員であることを示す住所と氏名を記載し、切手を貼付の上送付しなければならない。

第6条（候補者が1名の場合）会長候補者が1名の場合、意向調査を行わず、その結果を理事会に報告する。

附 則 平成27年7月1日制定

附 則 平成28年7月23日改定

附 則 平成29年3月18日改定